

Q6 近所の空き地の雑草で困っています。また、近所に空き家があって、防犯上心配なのですが連絡先が分かりません。どうしたらよいでしょう。

市では、快適で住みよいまちづくりを目指し、「空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」及び「生活安全に関する条例」を制定しています。

本来はその所有者が責任を持って適正に管理すべきものですが、宅地化された状態の空き地に雑草が繁茂し放置されており、依頼人が何らかの理由で土地の所有者（管理者）に連絡が取ることができない場合には、市が土地の所有者に通知し、雑草の刈取りを依頼しています。

なお、土地の登記簿が山林、原野または農地（田・畠）となっている（現況が宅地として認められない）場合には通知できないことがあります。

空き家についても、所有者等が適切に管理するものであり、まずは、依頼人ご自身により法務局等で所有者を調査していただくなど、自助での対応をお願いしています。

しかしながら、調査しても所有者が特定できず、空き家の管理が著しく不適正で、建築物の倒壊や不審者の出入り等による犯罪発生の原因になるなど、地域生活の安全が脅かされる場合には、市が空き家の所有者に通知し、適正管理を依頼しています。

雑草については交通防災課に、空き家に関しては都市計画課にご相談ください。

【問合せ先】

交通防災課
内線 371・372
都市計画課
内線 411・412

Q7 区内に交通量が多く、見通しも悪い交差点があります。子どもたちの通学路でもあるため、早急に信号機を設置してほしいのですが？

横断歩道や信号機の設置及びその他の交通規制（一時停止や大型車通行禁止など）については、茨城県公安委員会の所管となります。

設置を希望する場合は、区・自治会や小・中学校、PTA等にご相談いただき、区・自治会長名または学校長名で要望書を作成し、設置場所がわかるもの（地図等）を添付のうえ、鹿嶋警察署（交通課）に提出してください。

また、市でも皆様からの要望を受けた際には、鹿嶋警察署を経由し県公安委員会に要望しております。

なお、信号機の設置については、所轄の警察署、県警本部が現地調査を行った上で必要性、緊急性を総合的に判断して県公安委員会へ上申し、公安委員会が決定するため、長期間かかる場合や設置に至らない場合があります。

Q8 防犯灯が切れている箇所があります。新しいものに替えてください。また、新たに設置してもらいたい箇所があるのですが？

防犯灯の球切れや昼間点灯を見つけた場合は、電話またはファックス（84-7759）で、防犯灯設置の電柱に取り付けてある「鹿嶋市防犯灯のプレート番号」を交通防災課にお知らせください。

防犯灯のプレート番号が見えにくい場合や、不明である場合には、電柱番号または具体的な設置場所をお知らせください。

防犯灯の新設要望については、自治会等の代表者が指定の要望書（次ページ）を交通防災課へ提出してください。

なお、調査の結果、設置可能となった場合には、地権者や隣接する住民等の同意書が必要となりますので、詳細については交通防災課へお問い合わせください。

（市内防犯灯の全域LED化について）

平成30年度から、蛍光灯タイプの防犯灯を、一斉にLEDタイプへ更新しました。

【問い合わせ先】
交通防災課
内線371・372

様式第1号（第4条関係）

防犯灯設置要望書

年 月 日

鹿嶋市長

様

(要望者自署)

自治会等名

代表者住所

代表者氏名

電話番号

鹿嶋市防犯灯の設置及び管理に関する要綱第4条の規定により、次のとおり要望します。

設置場所	鹿嶋市	
設置希望の電柱番号	上段	
	下段	※表示プレートが1枚のみの場合には、下段の欄に記載してください。 ※電柱所有者
設置を希望する場所の位置図		

《注意事項》

- 防犯灯の妨げとなる樹木の管理は、市では行いません。設置箇所附近に光の妨げとなり得る樹木がある場合は、要望者等が、当該土地所有者等と協議し枝葉の伐採等適切な管理をお願いします。
- 防犯灯の設置要望に当たっては、近隣住家（田畠の場合は耕作者）と事前に協議、調整の上、要望書を提出願います。

【市記入欄】

設置可否	現地調査日